

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190327電委第8号
令和元年5月13日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売供給の登録について（回答）

平成31年3月27日付け20190326資第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売供給の登録について審査を行ったところ、別添の者については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の一部改正を含みます。）第1（24）において準用する第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の者の小売供給の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売供給を行おうとする者)

- ・ 虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社
- ・ 株式会社トラストバンク

法人番号 6010401127781

法人番号 8011001073076